

公売のしおり

1 公売参加資格・買受人の制限

「公売」は差し押さえた財産を入札等によって売却する制度で、原則としてどなたでも参加することができます。ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項）等、法令の規定により買受人となることができない者。
国税徴収法第92条に規定する滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。
同法第108条第1項に規定する公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。
- (2) 沖縄県暴力団排除条例及び各自治体が条例で定める次に該当するもの。
 - ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。
 - ウ. 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するもの。

2 入札

- (1) 入札希望者は、あらかじめ受付を済ませて公売財産を確認したうえで入札してください。
- (2) 受付時間は、**12時30分から13時50分（入札終了時間10分前）**までとなります。
- (3) 入札時間は、**12時30分から14時00分まで**となり「**時間厳守**」です。
- (4) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状（法人の場合は登記事項証明書等添付）を受付時に提出してください。
- (5) 入札者は、公売当日に受付で交付される所定の入札書により、品番ごとに入札してください。
- (6) 入札書は、字体を鮮明に記載し、修正や訂正はできません。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。
- (7) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更または取り消しすることはできません。
- (8) 同一人が同一の品番に2枚以上の入札書を提出した場合、いずれも無効になります。

【重要なお知らせ】

- ・物件の引渡しは、代金納付時の現況有姿で行います。
- ・公売物件については、未使用品含めすべて現状での中古品扱いで、保証はございません。また、落札された物件に対する苦情・返品はできません。
- ・未成年は入札できません。
- ・買受代金納付前に滞納税が完納となった公売物件については、公売中止となります。

3 開札

- (1) 品番ごとに入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
最高価申込者の決定は、入札書の入札価額欄に記載された金額により行います。
- (2) 入札価額が見積価額に達しない場合は、入札が成立しませんので不落札とします。

4 追加入札

最高価申込者が2名以上のときは、引き続き最高価申込者限定で期日入札の方法により追加入札を行います。その追加入札の価額が、なお同額の場合は「くじ」で最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。
- (2) 追加入札をするべき方が入札をしなかった場合、又は追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、国税徴収法第108条の規定により、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

5 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で行います。(消費税法等で課税対象となるものについても、見積価額・入札価額・売却決定金額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)

6 最高価申込者決定等の取り消し

下記の場合は、その最高価申込者決定、又は売却決定を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

7 代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに納付してください。

8 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

買受人は、買受代金の金額を納付したときに公売財産を取得します。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

9 瑕疵（かし）担保責任

動産合同公売会参加団体は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。

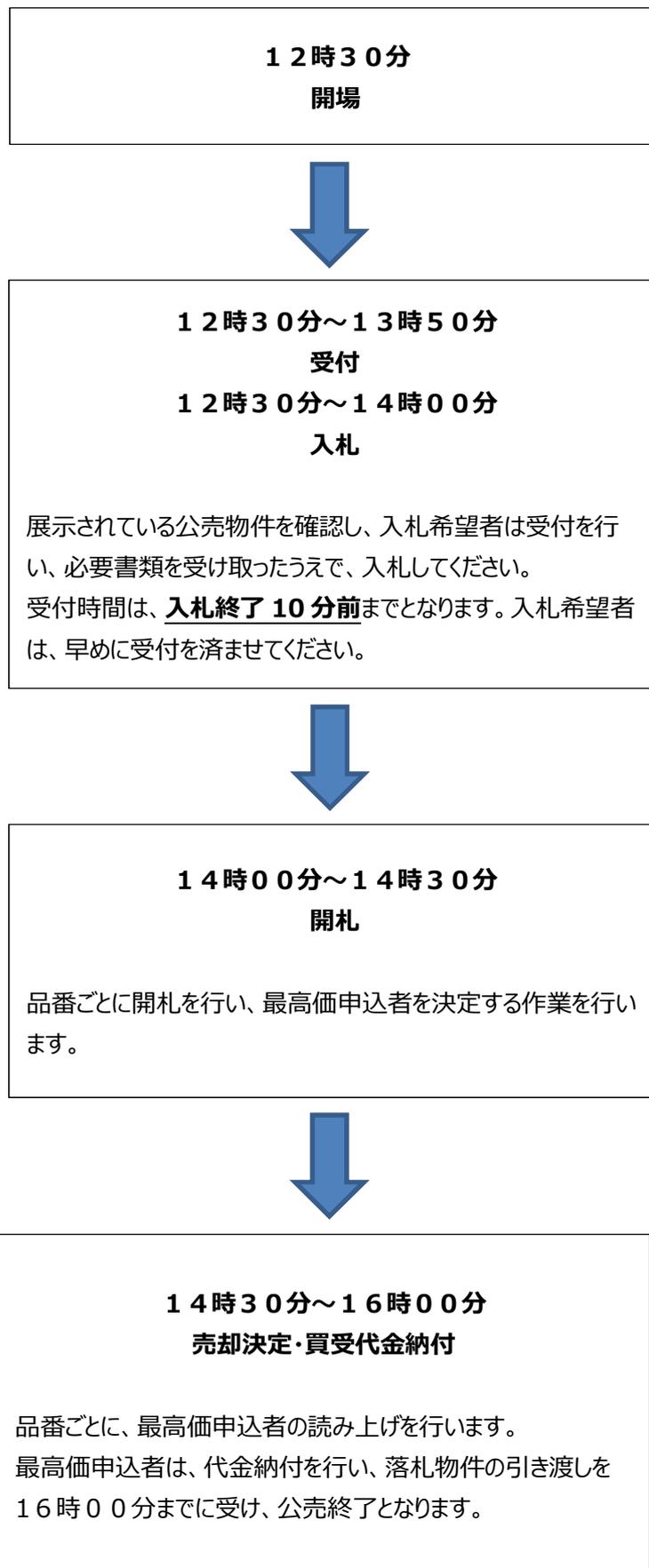
10 財産の引渡しの方法

公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で公売当日に引き渡します。

11 買受申込等の取消

買受代金の納付前に滞納処分 of 続行停止があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

12 当日のスケジュールについて（概要）



※ 上記は、一般的な手順例となっています。